第7期沖縄県障害者福祉計画・第3期沖縄県障害児福祉計画(案)の概要

1 資料 5

I 障害福祉計画(第7期)及び障害児福祉計画(第3期)の策定にあたって ②

1 趣旨及び基本理念 2 性格と位置づけ 3 基本的な考え方 4 策定体制、計画期間及び進捗管理 5 圏域の設定 6 その他

Ⅱ 障害者等の現状 ③

1 人口 2 障害者等の状況

Ⅲ 障害者等を取り巻く課題への取組 4~9

- 1 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築
- (1) 現状及び課題
- ① 長期入院精神障害者の状況
- ② 福祉施設の入所者の地域生活への移行状況
- ③ その他地域生活の支援体制に関する状況
- (2) 県の取組
- ① 長期入院精神障害者の地域移行に関する取組
- ② 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する取組
- ③ その他地域生活の支援体制整備に関する取組
- (3) 成果目標
- ① 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
- ② 精神病床における一年以上長期入院患者数の減少
- ③ 入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率の上昇
- ④ 地域生活移行者の増加
- ⑤ 施設入所者数の削減
- ⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- (7) 基幹相談支援センターの設置推進

【参考・市町村の成果目標】

- ① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ② 相談支援体制の充実・強化等
- ③ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- (4) サービス提供体制の確保
 - ① 訪問系サービス
 - ② 日中活動系サービス(就労系を除く)
- ③ 居住支援・施設系サービス
- ④ 相談支援
- (5) 地域生活支援事業の実施
- ① 市町村事業
- ② 県事業
- 2 障害者が働き続けることができる環境の整備
- (1) 現状及び課題
- (2) 県の取組
- (3) 成果目標
- ① 一般就労移行者の増加
- (4) サービスの提供体制の確保
- ① 日中活動系サービス(就労系)
- ② 相談支援(計画相談支援)【再掲】
- (5) 地域生活支援事業の実施
- ① 市町村事業
- ② 県事業
- 3 地域における障害児への切れ目のない、きめ細やかな支援体制の構築
- (1) 現状及び課題
- (2) 県の取組

- (3) 成果目標
- ① 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
- ② 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【参考・市町村の成果目標】

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置
- ② 保育所等訪問支援の充実
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所の確保

【障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用 ニーズを踏まえた提供体制の整備】

- (4) サービスの提供体制の確保
- ① 障害児通所支援
- ② 障害児入所支援
- ③ 障害児相談支援
- ④ 日中活動系サービス(短期入所)【再掲】
- (5) 地域生活支援事業の実施
- ① 市町村事業
- ② 県事業

Ⅳ 共生社会の構築等その他必要な事項

10~(11)

1 障害を理由とする差別の解消の推進 2 障害者等に対する虐待の防止 3 成年後見制度の利用促進 4 意思決定支援の促進 5 障害者等のスポーツやレクリエーション及び文化芸術活動等の支援による社会参加等の促進 6 情報の取得利用・意思疎通の推進 7 施設における集団感染等 の防止 8 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備 8 その他必要な見込み量確保のための方策

V 圏域ごとのサービス基盤整備計画に ついて 12

沖縄県全体

(1) 北部圏域 (2) 中部圏域 (3) 南部圏域 (4) 宮古圏域 (5) 八重山圏域

I 障害福祉計画(第7期)及び障害児福祉計画(第3期)の策定にあたって

2

1 趣旨及び基本理念 素案P1

- ・障害者総合支援法の施行により、身体・知的・精神障害といった障害区分ごとに異なっていた法律に基づいて提供されていた障害福祉サービスが一元化。
- ・平成18年度から各期を3年間として、これまで第1期から第6期の障害福祉計画を策定し、障害サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、取り組んできている。
- ・「新・沖縄21世紀ビジョン」で示した将来像の実現(心豊かで、安全・安心に暮らせる島)に基づいた「第5次沖縄県障害者基本計画」の策定
- ・「<mark>第5次</mark>沖縄県障害福祉計画」の障害福祉サービス等に係る項目の具体的内容や成果目標を設定し、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための実施計画として位置付け
- ・障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基本的な指針を踏まえ、「<u>新・</u>沖縄21世紀ビジョン」で示した将来像の実現を基本理 念として、本計画を策定

2 性格と位置づけ 素案P1~2

- (1) 市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から策定
- (2) 「第5次沖縄県基本計画」の基本的な考え方や施策の方向性を踏まえつつ本計画を策定
- (3) 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の個別計画と位置づけ、「障害のある人が活動できる環境づくり」との整合を図る
- (4)「第2期沖縄県地域福祉支援計画」や障害福祉に関する他の県計画との整合を図る
- (5)「沖縄県SDGs実施方針」を踏まえ、本計画を推進

3 基本的な考え方 _{素案P3~4}

- (1) 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築
- (2) 障害者が働き続けることができる環境の整備
- (3) 地域における障害児への切れ目のない、きめ細やかな支援体制の構築

4 策定体制、計画期間及び進捗管理 素案P4

<u>(1) 策定体制</u>

「沖縄県障害者施策推進協議会」及び「沖縄県障害者自立支援協議会」からの意見やパブリックコメント等を踏まえ、県庁内関係各課、関係機関等と連携して作成

(2) 計画期間

令和6年4月から<u>令和9年</u>3月までの3年間

(3) 進捗管理

ア 毎年度、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価

イ 評価の際に沖縄県障害者施策推進協議会に意見を聴き、その結果を公表

5 圏域の設定 素案P5

県で設定した障害福祉圏域(北部・中部・南部・宮古・八重山の5つの圏域)別にサービスの種類ごとの量を見込み、関係者間の連携と総合的な取組によって市町村を補完しつつ、各圏域のサービス提供体制の整備を推進

6 その他 素案P5

本文の記述について、障害種別等の明示がない場合は基本的に全障害が対象。精神障害者、障害児など対象が限定されるものはその旨明示。

Ⅱ 障害者等の現状

3

- ・全国的に人口が減少傾向、沖縄県は増加傾向で推移。令和2年にピークを迎えた後に現状に転じる見込みで、本県も人口減少社会となることが予測される
- ・年少人口(15歳未満)及び生産人口(15歳から64歳)は減少に転じ、老年人口(65歳以上)は増加
- ・将来的に年少人口と生産人口の減少が見込まれるなか、老年人口が大きく増加することが予想される

2 障害者等の状況 素案P8~

(1) 身体障害

- ・身体障害者手帳交付者数(令和4年度末)68,146人、県人口1,468,804人の4.6%
- ・障害種別では、肢体不自由障害(40.2%)、内部機能障害(40.7%)で全体の8割以上を占めている。経年的にみると<u>聴覚・平行機能</u>障害が<u>やや</u>増加。
- 等級別では、1級・2級の比較的重い障害の割合が全体の50.3%

(2) 知的障害

- ·療育手帳交付者数(令和4年度末)17,923人、県人口1,468,804人の1.2%
- ・経年的に増加、令和元年度末と比較すると912人、率にして5.4%増加
- ・程度別では、最重度・重度(A1・A2)で6,005人となっていて、全体の33.5%

(3) 精神障害

- ·精神障害者保健福祉手帳の交付者数(令和4年度末)24,757人、県人口1,468,804人の1.7%
- ・等級別では、1級(重度)は全体の23.9%
- ・精神科病院への入院患者は減少傾向

<u>(4) 発達障害</u>

国や県においては、発達障害者の公的な数値はないが、乳幼児健康診査における精神発達及び言語発達の有所見率は、令和4年度で1歳6か月健診が7.3%、3歳児健診で6.0%

<u>(5) 難病</u>

現在、国や県において、難病患者数の公的な数値はないが、特定医療費(指定難病)受給者証を交付されている者は、令和4年度末時点で11,647人

Ⅲ 障害者等を取り巻く課題への取り組み

4

1 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築

(1) 現状及び課題 _{素案P15}~

- ① 長期入院精神障害者の状況
- ○一年以上長期入院患者数で65歳未満は240人減少【R1:1,130人→R4:890人】、65歳以上は44人増加【R1:1,544人→R4:1,598人】
- ○家族等の高齢化、グループホームをはじめとする<mark>居住の場が不足</mark>。市町村、病院、相談支援事業所等との連携が課題
- ○地域移行・地域定着は、医療・地域・行政などの各分野で支援に取り組んでいるが、横断した連携に課題
- ○精神障害者の退院率【3か月時点:66.0%、6か月時点:81.3%、1年時点:88.0%】
- ② 福祉施設の入所者の地域生活への移行状況
- 〇第6期障害福祉計画目標値【令和元年度末入所者数<u>2.272人</u>から令和5年度末<u>208人(3.8%)</u>を地域生活へ移行】に対し、令和4年度末までに地域移行を行ったのは<u>60人(2.6%</u>)
- 〇第6期計画に係る地域生活移行者数【令和2年度21人、令和3年度23人、令和4年度16人】
- 〇課題として、【ア. 入所者の高齢化や障害の重度化、家族の高齢化など事情により地域生活への移行が困難な者の割合が増加 イ. 希望地域における障害福祉サービス等の資源が 十分に確保されていないこと】
- ○入所者数の削減の目標値【令和元年度末<u>2,272人</u>→令和5年度末までに60人(2.6%)を削減】に対し、令和4年度末までに削減したのは10人(0.4%)
- 〇第6期計画に係る施設入所者 【令和2年度末2,281人(前年比<u>7人</u>減)、令和3年度末2,319人(前年比38人増)、令和4年度末2,262人(前年比<u>57人減</u>)】
- ③ その他地域生活の支援体制に関する状況
- 〇地域生活拠点等 県内41市町村中19市町村1圏域にて整備、12市町村が令和6年度までに整備予定。離島地域にて専門職の確保が難しく9町村が未定
- 〇地域生活への移行を進めるため、共同生活援助(グループホーム)の充実を図るとともに、地域や民間事業者の理解促進をする
- ○グループホーム利用者の重度化・高齢化が年々進んでおり、重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスが必要とされている 等々

(2) 県の取組 _{素案P19}~

- ① 長期入院精神障害者の地域移行に関する取組
- 〇地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置等 〇地域生活へ移行した定着支援 〇研修実施・充実 〇就労継続支援A型・B型、就労移行支援等の利用促進 〇就労選択支援の情報提供 〇かかりつけ医と精神科医の連携推進 〇保健所や総合精神保健福祉センターなどの相談窓口の周知 〇相談員の研修等 〇ゲートキーパー養成 等々
- ② 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する取組
- 〇グループホームの整備 〇相談窓口の充実、移行支援強化 〇福祉施設相談員等の研修内容の充実 〇相談支援専門員やサービス管理責任者に対しての研修内容の充実 等々
- ③ その他地域生活の支援体制整備に関する取組
- 〇居宅介護や生活介護等サービスの必要量の確保 〇グループホーム提供体制の整備推進 〇県・圏域・市町村の取組や好事例等の蓄積・共有を図り、地域生活支援の体制整備推進 〇自立生活援助の必要量確保、サービス内容の周知 〇共生型サービスの活用促進 〇「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等広報啓発等 〇日常生活自立支援事業、成年後見制度の移行促進 〇指定障害福祉サービス等に従事する職員等の確保や質の向上、サービス評価、利用者本位の質の高いサービス提供に向けた取組 〇地域生活支援事業の見込み量確保に向けた取組 等々
- <今後実施予定の研修>相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修、居宅介護職員初任者研修、重度訪問介護職員初任者研修、行動援護従事者要請研修、同行援護従業者要請研修、たんの吸引等の実施のための研修、手話通訳者・要約筆記者養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修、障害者虐待防止研修、視覚障害者移動支援従業者研修、全身性障害者移動支援従業者研修、強度行動支援者養成研修事業等々

1 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築

5

- (3) 成果目標 素案P25~
- ① 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 第6期計画(R5)【316日以上】 → 第7期計画(R8)【325.3日以上】 ※国の指針【325.3日以上】
- ② 精神病床における一年以上長期入院患者数の減少 第6期計画(R5)【65歳未満:1,300人、65歳以上:1,718人】→ 第7期計画(R8)【65歳未満:81人、65歳以上:1,590人】
- ③ 入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率の上昇 第6期計画(R5)【3か月時点:69%、6か月時点:86%、1年時点:92%】→ 第7期計画(R8)【3か月時点:68.9%、6か月時点:84.5%、1年時点:91.0%】
- 活動指標 < 精神病床における退院患者の退院後の行き先 >
 - ・精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込み【第6期計画:465人 → 第7期計画:433人】
 - ・在宅となる者の見込み【第6期計画:384人 → 第7期計画:302人】
 - ・障害福祉施設となる者の見込み【第6期計画:21人 → 第7期計画:59人】
 - ·介護施設となる者の見込み【第6期計画:60人 → 第7期計画:72人】
- ④ 地域生活移行者の増加
 - 第6期計画(R5)【3.8%(86人)】 → 第7期計画(R8)【4.1%(92人)】 ※国の指針【6%以上】
- ⑤ 施設入所者数の削減
 - 第6期計画(R5)【2.6%(60人)】 → 第7期計画(R8)【4.2%(95人)】 ※国の指針【5%以上】
- ⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - <県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する回数>見込み数:1回/年
- ⑦ 基幹相談支援センターの設置推進
 - <基幹相談支援センター設置に向けた検証及び検討の実施回数>見込み数:1回/年

【参考・市町村の成果目標】

- ①地域生活支援の充実 ②相談支援体制の充実・強化等 ③障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- (4) サービスの提供体制の確保 素案P40~
- ① 訪問系サービス【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】···R6~R8の見込量
- ② 日中活動系サービス(就労系を除く) 【生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、療養介護、短期入所】・・・R6~R8の見込量
- ③ 居住支援・施設系サービス【自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)、施設入所短期】・・・R6~R8の見込量
- ④ 相談支援【計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援】・・・R6~R8の見込量
- (5) 地域生活支援事業の実施 _{素案P48}~
- ① 市町村事業 【事業の内容と各年度の種類ごとの見込量(R6~R8)】
- (1)理解促進研修・啓発事業(2)自発的活動支援事業(3)相談支援事業(4)成年後見制度利用支援事業(5)成年後見制度法人後見支援事業(6)意思疎通支援事業(7)日常生活用具給付等事業(8)手話奉仕員養成研修事(9)移動支援事業(10)地域活動支援センター機能強化事業等々
- ② 県事業 【事業の内容と各年度の種類ごとの見込量(R6~R8)、事業の種類ごとの実施に関する方法】
- (1)専門性の高い相談支援事業 (2)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (3)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (4)意思疎通支援を行う者の派遣に係る 市町村相互間の連絡調整事業 (5)広域的な支援事業

(1) 現状及び課題 素案P53~

- ◇ 沖縄県の障害者の状況
- 〇障害者雇用率3.24%(全国1位、全国平均2.33%) ※令和5年6月1日時点
- 〇公共職業安定所(ハローワーク)における障害者の新規求職申込み3.412件、就職実績1.770件 ※令和4年度
- ○特別支援学校(高等部)卒業者317人のうち、57人が就職、就職率18.0% ※令和4年3月
- ◇ 障害者の職場定着の状況
- 〇就労定着支援事業による職場定着率67.0%
- ◇ 福祉施設から一般就労への移行者数等
- 〇令和4年度実績値360人 〇就労移行支援事業所利用者数364人(R2:401人、R3:387人) 〇就労移行支援事業所数52か所
- ○就労移行支援事業所ごとの就労移行率が3割を超えている事業所21か所(全体の40%)
- ◇ 最も適した「働く場」への移行
- 〇一般就労と福祉的就労に関する支援機関の連携を密にする体制構築
- ◇ 就労継続支援事業等福祉的就労の質の問題
- 〇就労継続支援事業の適切な運用 利用者数及び事業所数とも大きく増加。施設清掃活動や農産物の生産・加工が主な生産活動。自立支援給付費を目的以外に充てる事業者がある ことが一部指摘されている。

(2) 県の取組 素案P58~

〇就労移行等連携調整事業 〇障害者・生活支援センター事業 〇農福連系事業 〇ITサポートセンター運営事業 〇障害者工賃向上支援事業 〇障害者優先調達 〇就労定着支援 〇心のバリアフリー推進事業 〇実地指導等の実施体制の拡充を図り、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・支援を強化 〇障害者等雇用開拓・定着支援事業 〇障害者等雇用理解促進事業 〇沖縄県障害者雇用推進企業登録制度(ワークわく!お一きなわ)〇職場適応訓練事業 〇県立職業能力開発校における障害者を対象とした職業訓練 〇職業訓練の委託(企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等) 〇特別支援学校キャリア教育・就労支援充実事業 〇特別支援学校就業支援キャンペーン 〇指定障害福祉サービス等に従事する職員等の確保や質の向上等の取組(ア. 職業講話や講演会等広報活動、イ. 障害福祉サービス従事者等に対する研修の充実、ウ. 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上、エ. 障害福祉サービス等の情報公表、オ. その他) 〇専門性の高い相談支援事業

く今後実施予定の研修>相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修、障害者虐待防止研修

(3) 成果目標 素案P64~

- ① 一般就労移行者の増加
 - 〇一般就労移行者数【R8目標値<u>287人</u>(R3基準値<u>201人</u>の<u>1.43倍</u>)※国指標<u>1.28倍</u>】(参考:6期計画値、R5目標値352人(R1基準値275人の1.28倍)※国指標1.28倍)
- 〇一般就労移行者数(就労移行支援事業)【R8目標値<u>157人</u>(R3基準値<u>105人</u>の<u>1.50倍</u>)※国指標<u>1.31倍</u>】(参考:6期計画値、R5目標値165人(R1基準値127人の1.3倍)※国指標1.3倍)
- 〇一般就労移行者数(就労継続A型)【R8目標値<u>93人</u>(R3基準値<u>55人</u>の<u>1.70倍</u>)※国指標<u>1.29倍</u>】(参考:6期計画値、R5目標値106人(R1基準値83人の1.28倍)※国指標1.28倍)
- 〇一般就労移行者数(就労継続B型)【R8目標値<u>76人</u>(R3基準値<u>48人</u>の<u>1.59倍</u>)※国指標<u>1.28倍</u>】(参考∶6期計画値、R5目標値74人(R1基準値58人の1.28倍)※国指標1.28倍)
- 新〇就労移行支援事業利用者の一般就労移行率(一般就労率が5割以上の就労移行支援事業所の数とし、基準値の5割以上) 【R8目標値<u>51箇所</u>(基準値<mark>80箇所</mark>)】

(3) 成果目標(続き)

〇活動指標

- ·就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数【R8見込数287人】(参考:6期計画値R5見込数352人)
- ·障害者に対する職業訓練の受講者数【R8見込数104人】(参考:6期計画値R5見込数116人)
- ・福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数 【R8見込数262人】(参考:6期計画値R5見込数235人)
- ・福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数【R8見込数77人】(参考:6期計画値R5見込数179人)
- ・公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者の数【R8見込数174人】(参考:6期計画値R5見込数178人)
- ② 就労定着支援事業の利用者及び就労定着率の増加
- 新〇就労定着支援事業の利用者数【R8目標値219人(R3基準値153人の1.43倍)※国指標1.41倍】
- 新〇就労定着率が7割以上の事業所数【R8目標値22か所(基準値46か所)】
- ① 日中活動系サービス(就労系)
 - ·就労移行支援【R8見込値(利用者452人、利用量9.199人日/月)】(参考:6期計画R5見込値(利用者566人、利用量10.080人日/月))
 - ·就労継続A型【R8見込値(利用者2,196人、利用量48,568人日/月)】(参考:6期計画R5見込値(利用者2,075人、利用量39,842人日/月))
 - ·就労継続B型【R8見込値(利用者9,200人、利用量189,110人日/月)】(参考:6期計画R5見込値(利用者7,661人、利用量133,924人日/月))
 - ·就労定着支援【R8見込値(利用者256人)】(参考:6期計画R5見込値(270人))
- 新·就労選択支援【R8見込値(利用者216人)】
- ② 相談支援(計画相談支援)
 - ·計画相談支援【R8見込値(利用者6,431人)】(参考:6期計画R5見込値(利用者5,448人)
- (5) 地域生活支援事業の実施 素案P70~
- ① 市町村事業【事業の内容と各年度の種類ごとの見込量(R6~R8)】
- (1)理解促進研修·啓発事業 (2)自発的活動支援事業 (3)相談支援事業
- ② 県事業 【事業の内容と各年度の種類ごとの見込量(R6~R8)、事業の種類ごとの実施に関する方法】
- (1)専門性の高い相談支援事業(障害者就業・生活支援センター事業、高次脳機能障害支援普及事業)

等々

3 地域における障害児への切れ目のない、きめ細かな支援体制の構築

(1) 現状及び課題 素案P71~

- 〇早期支援体制の整備状況等に県による広域的・専門的な支援を推進する必要、市町村及び支援者への理解促進
- 〇在宅や認可外保育施設に入園する障害児に対し、市町村等の支援が行き届きにくい
- ○それぞれの関係機関で、十分な連携体制が構築されていない状況がある
- 〇児童や保護者、教師等現場担当者に対し、支援の必要性は感じているが、具体的方法がわからない状況がある
- 〇在宅療養を行う医療的ケア児等の家族の抱える不安(ア. 必要な情報の不足、イ. 医療的ケアの知識及び手技に関する不安、ウ. 在宅療養生活を送る上で必要な医療・福祉・保健サービスの不足と地域格差の拡大、エ. 行政機関内及び他機関間の連携不足、オ. 地域社会からの孤立)
- 〇医療型短期入所事業所は、北部1箇所、中部2箇所、南部3箇所、<mark>宮古1箇所</mark>の合計7箇所、八重山圏域における事業所の確保を含めたサービスの提供体制が課題
- ○重症心身障害児等に対する短期入所等のサービスが、地域により十分に確保されていない状況がある
- 〇児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所の中には単なる居場所になっている事例や発達支援が十分でない事業所があるなど、質の確保の課題がある
- ○難聴児への支援は、保健・医療・福祉・教育部局や医療機関等の関係機関において行われており、連携が不十分で支援や情報提供が行き届いていないなどの課題がある

(2) 県の取組 素案P72~

- ○市町村発達障害者支援体制サポート事業による専門的な支援
- 〇県自立支援協議会(療育・教育部会、相談支援・人材育成部会)へのボトムアップ方式により協議し、課題解決に向けた対策を検討
- 〇障害児等療育支援事業及び市町村が実施する巡回支援専門員整備事業等、在宅の障害児も利用できるサービスの提供や支援者に対する人材育成を推進
- 〇保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援について、市町村や関係機関と十分連携を図り、必要量の確保、利用促進のための周知
- ○発達障害に関する国の研修の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応ができる体制を整える
- 〇保育所等訪問支援について、市町村や関係機関等と連携を図り、早期設置に向け、取り組む
- ○「新サポートノートえいぶる」の活用等により、各ライフステージにおけるスムーズな情報の引きつぎ・共有を図る
- ○医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置
- ○県及び各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
- 〇市町村が配置するコーディネーターの養成
- 〇在宅で介護を行う家族の負担を軽減し、安心して生活ができるよう、レスパイト支援等の充実
- 〇児童発達支援や放課後等デイサービス、短期入所、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等の福祉サービスの充実
- ○実地指導等の実施体制の拡充を図り、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・支援を強化
- 〇児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」、「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」の活用促進を指導
- 〇指定障害福祉サービス等に従事する職員等の確保や質の向上等の取組(ア. 職業講話や講演会等広報活動、イ. 障害福祉サービス従事者等に対する研修の充実、ウ. 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上、エ. 障害福祉サービス等の情報公表、オ. その他)
- 〇専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業
- <今後実施予定の研修>相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修、障害者虐待防止研修

3 地域における障害児への切れ目のない、きめ細かな支援体制の構築

9

- (3) 成果目標
- ① 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
- ② 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置
- ③ 医療的ケア児支援センターの設置及び医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置並びに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(年2回)
- 〇 活動指標
- ・医療的ケア児等の支援を<u>総合調整するコーディネーター</u>の配置人数 【見込数<u>2人</u>】 ・発達障害者支援地域協議会の開催回数 【見込数<u>1回</u>】(※参考∶6期計画見込数2回)
- ・発達障害者支援センターによる相談支援件数 【見込数424件】(※参考:6期計画見込数664件)
- ・発達障害者支援センターの関係機関への助言件数【見込数19件】(※参考:6期計画見込数11件)
- ・発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数【見込数591件】(※参考:6期計画見込数702件)
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発回数 【見込数185件】(※参考:6期計画見込数433件)
- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 【見込数<u>649人</u>】(※参考: 6期計画見込数750人)
- ・ペアレントメンターの人数 【見込数11人】(※参考:6期計画見込数55人)・ピアサポートの活動への参加人数 【見込数878人】(※参考:6期計画見込数157人)

【参考・市町村の成果目標】

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置 ②保育所等訪問支援の充実 ③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所の確保

【障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提供体制の整備】 ①基本的な考え方 ②定量的な目標の設定 ③目標の進捗管理について

- (4) サービスの提供体制 素案P85~
- ① 障害児通所支援
 - ·児童発達支援【R8見込値(利用者3,110人、利用量45,835日/月)】(参考:6期計画R5見込値(利用者2,347人、利用量25,506人日/月))
 - ・放課後等デイサービス【R8見込値(利用者<u>9,137人</u>、利用量<u>145,090人日/月</u>)】(参考:6期計画R5見込値(利用者7,293人、利用量95,634人日/月))
 - ·保育所等訪問支援【R8見込値(利用者1,190人、利用量3,353人日/月)】(参考:6期計画R5見込値(利用者7,661人、利用量133,924人日/月))
 - ·居宅訪問型児童発達支援【R8見込値(利用者17人、利用量272人日/月)】(参考:6期計画R5見込値(利用者15人、利用量164人日/月))
- ② 障害児入所支援
 - ·福祉型障害児入所支援【R8見込値(利用者49人)】(参考:6期計画R5見込値(利用者49人)
 - ·医療型障害児入所支援【R8見込値(利用者57人)】(参考:6期計画R5見込値(利用者57人)
- ③ 障害児相談支援【R8見込値(利用者3,526人)】(参考:6期計画R5見込値(利用者2,399人)
- ④ 日中活動系サービス(短期入所)
 - ·短期入所(福祉型)【R8見込値(利用者940人、利用量7,935人日/月)】(参考:6期計画R5見込値(利用者803人、利用量5,140人日/月))
 - •短期入所(医療型)【R8見込値(利用者 $\frac{\overline{56}}{56}$ 、利用量 $\frac{\overline{195}}{195}$ 人日/月)】(参考:6期計画R5見込値(利用者78人、利用量342人日/月))
- (5) 地域生活支援事業の実施 素案P89~
- ① 市町村事業 【事業の内容と各年度の種類ごとの見込量(R6~R8)】
- (1)理解促進研修·啓発事業(2)自発的活動支援事業(3)相談支援事業(7)日常生活用具給付事業(9)移動支援事業
- ② 県事業 【事業の内容と各年度の種類ごとの見込量(R6~R8)、事業の種類ごとの実施に関する方法】
- (1)専門性の高い相談支援事業(発達障害者支援センター事業、障害児等療育支援事業) (5)広域的な支援事業(発達障害者支援地域協議会による体制整備事業)

Ⅳ 共生社会の構築等その他必要な事項

10

1 障害を理由とする差別の解消の推進 素案P92

- ・平成26年4月に「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」を施行
- ・平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が施行
- ・障害や障害のある人に対する誤解や偏見を取り除く心のバリアフリーを推進し、広報媒体等を活用した情報の発信、出前講座や講演会の実施等を通じて、障害や障害のある人に対する 理解促進を図る
- ・市町村の差別事例相談員及び県の広域相談専門員が障害を理由とする差別等の相談に的確に応じることができるよう相談員研修会を実施
- ・「沖縄県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、県職員に対する研修を実施
- ・障害者差別解消法に基づき設置する「障害者差別解消支援地域協議会」の活動をとおして、関係機関との連携強化を図る

2 障害者等に対する虐待の防止 素案P92

- ・平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」等を踏まえ、指定障害福祉サービス事業所等の管理者及び従業者等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施
- 指定障害福祉サービス事業所等に対して虐待防止委員会の設置を図っていく
- ・関係機関(おきなわふくしオンブズマンなど)との連携
- ・障害者虐待防止法に基づき、沖縄県障害者権利擁護センターを設置・運営

3 成年後見制度の利用促進 素案P93

- ・県内市町村では、成年後見制度利用促進計画の策定や中核機関の設置が進んでいないことから、県関係部局と連携し、関係機関による広域連携会議や関係職員向けの研修、市町村 職員向け相談窓口の設置等をとおし、市町村の体制づくりを促進していく
- ・成年後見制度利用支援事業」や「成年後見制度法人後見支援事業」の活用を促し、成年後見制度の利用促進、市民後見の活用も含めた法人後見の実施に向けた取組を支援

4 意思決定支援の促進 素案P93

・相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する研修等の機会を通じて、「意思決定支援ガイドライン」等や「現場職員のための意思決定支援対応例」を 活用した研修を実施 等

5 障害者等のスポーツやレクリエーション及び文化芸術活動等の支援による社会参加等の促進 素案P93

・社会参加の促進に向けた支援体制の強化やスポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりに取り組む

6 情報の取得利用・意思疎通の推進 素案P93

・障害特性(聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等)に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用 等の促進を図る

IV 共生社会の構築等その他必要な事項

(11)

- 7 施設における集団感染等の防止 素案P94
- ∙調整中
- 8 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備 素案P94
 - ・市町村に対して、地域福祉計画策定(改定)や、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた支援を行う
- 9 その他必要な見込み量の確保のための方策 素案P94
- 指定障害福祉サービス事業者等に対する助言・指導
- 〇 離島町村等に対する支援
- 〇 サービスの質の向上
- 〇 先進事例等各種情報の提供
- 〇 地域社会の理解の促進

Ⅴ 圏域ごとのサービス基盤整備計画について

(12)

沖縄県全体 素案P96~

令和8年度目標値

- ◇施設入所者の地域生活への移行者数 92人(令和4年度末入所者数の6%) ※参考:6期計画86人(令和元年度末入所者数の3.8%)
- ◇福祉施設から一般就労への移行 287人(令和3年度の1.28倍) ※参考:6期計画352人(令和元年度末入所者数の1.28倍)

北部圏域 素案P98~

令和8年度目標值

- ◇施設入所者の地域生活への移行者数 14人(令和4年度末入所者数の6%) ※参考:6期計画8人(令和元年度末入所者数の3.8%)
- ◇福祉施設から一般就労への移行 9人 ※参考:6期計画14人

令和8年度目標值

- ◇施設入所者の地域生活への移行者数 25人(令和4年度末入所者数の6%) ※参考:6期計画19人(令和元年度末入所者数の3.8%)
- ◇福祉施設から一般就労への移行 118人 ※参考:6期計画123人

南部圏域 素案P102~

令和8年度目標值

- ◇施設入所者の地域生活への移行者数 45人(令和4年度末入所者数の6%) ※参考:6期計画45人(令和元年度末入所者数の3.8%)
- ◇福祉施設から一般就労への移行 155人 ※参考:6期計画192人

宮古圏域 素案P104~

令和8年度目標值

- ◇施設入所者の地域生活への移行者数 7人(令和4年度末入所者数の6%) ※参考:6期計画8人(令和元年度末入所者数の3.8%)
- ◇福祉施設から一般就労への移行 2人 ※参考:6期計画7人

八重山圏域 素案P106~

令和8年度目標值

- ◇施設入所者の地域生活への移行者数 1人(令和4年度末入所者数の6%) ※参考:6期計画6人(令和元年度末入所者数の3.8%)
- ◇福祉施設から一般就労への移行 3人 ※参考:6期計画16人